

小山市地区まちづくり構想の概要 (西黒田上 地区)	
名 称	西黒田上地区まちづくり構想
対象となる地域の範囲	小山市大字西黒田の一部
対象となる地域の面積	約79.7ha
まちづくりの目標	【笑顔で暮らせる 安心・安全・緑豊かなまち 西黒田上】を基本理念に掲げ、安心・安全をキーワードとして、無秩序で不良な開発等を抑制しつつ適正な市街地を誘導し、豊かな生活環境の形成を図ることを目標とする。
まちづくりの方針	<p>1. 土地利用の方針 地区の豊かな緑を生かして、自然環境に配慮したゆとりと落ち着きのある居住空間の確保及び耕作放棄地をつくらな いために農地の有効利用を図ります。</p> <p>2. 地区施設の整備方針 ・狭あい道路の拡幅など整備推進を図ります。 ・地区内の平地林等を活用した公園・広場的活用を図ります。 ・上下水道整備推進を図ります。</p> <p>3. 建築物等の整備方針 安全で快適な住環境の維持・形成するために、地区の実情 に応じた推奨ルールの検討を行っていきます。</p>
まちづくりの実現化方策	<p>本構想実現のために、西黒田上地区まちづくり推進協議会と市が協働でまちづくりを進めていきます。</p> <p>ゆとりと落ち着きのある居住空間の形成を図るためのルールづくりについて、適切な時期において検討・導入を行います。</p>
その他住みよいまちづくりの推進に必要な事項	<p>公共施設及び公益施設に関する事項 (地区施設の配置及び規模)</p> <p>1. 幹線道路 2. 区画道路 ①市道28、255、258、3108、3109、3110、3111、3112、3113、3114、3115、3116、3117、7080、7142号線 ②その他の区画道路 (配置は構想図参照)</p>
	<p>建築物に関する事項 (用途の制限、敷地面積の最低限度壁面の位置の制限形態又は意匠の制限、垣又は策の構造の制限等)</p> <p>【建築物の用途の制限】 ・都市計画法 34 条に定める許可基準に適合するものとします。 【その他】 ・安全・安心で住みよい街並みを形成するためのルール作りに努めます。</p>
	<p>その他土地利用の制限に関する事項 (樹林地、草地等の保全等)</p> <p>豊かな緑を活かした土地利用推進に努めます。</p>

西黒田上地区まちづくり構想図

《西黒田上地区まちづくり基本理念》
 【笑顔で暮らせる 安心・安全・緑豊かなまち 西黒田上】

- 《西黒田上地区まちづくり基本目標》
- ①地区内道路の充実による住み良いまち
 ・地区内道路の拡幅や新設により連絡性に優れた住み良いまちづくり
 - ②誰もが安心して快適にゆとりをもって暮らせるまち
 ・災害に強い地区のルールを作成し、安心して快適に暮らせるまちづくり
 - ③緑豊かでうるおいのあるまち
 ・自然を活かした散歩コースなどを造り、緑を感じるまちづくり

凡例

	緑住集落地
	農振農用地
	平地林
	公共公益施設用他
	神社・寺・墓地
	生活道路(現道)
	拡幅道路
	整備幅員
	散歩道
	水路整備
	交差点改良
	歴史的資産
	コミュニティ拠点
	都市計画道路

項目	短期整備 (5年以内)	中期整備 (5年~10年)	長期整備 (10年超)
・街並みの育成(防犯性や災害時の予防を考慮した垣根セットバック、意匠の統一等)			
・既存道路の幅員整備による車両通行性の向上(電柱の移設)			
・乗用車の右左折可能な交差点の改良			
・スピードが出て危険な交差点対策としての交差点改良(イメージハンプ等)の実施			
・歩行空間の確保と連続性を配慮(路肩確保等の整備)			
・舗装や側溝などの整備による雨水排水の改善			
・将来的に広場や公園の整備(内容は今後検討)			
・街路灯・防犯灯の設置			
・維持管理体系の設定(例:広場施設の維持管理)			
・その他市で行っている事業			
・上記関連整備(上記整備に伴う地区内道路等の再整備)			

